

ご家族でご覧ください

被扶養者の認定要件について

主として組合員の収入により生計を維持され、収入基準など一定の条件を満たす家族の方は組合員の「被扶養者」として、共済組合の被扶養者証(保険証)を使い、医療機関で療養等を受けることができます。

ここでは、収入基準などの基本的な要件を記載していますので、被扶養者の収入の現況と照らしあわせて、被扶養者の資格を満たしているかどうか、あらためて確認をお願いします。

なお、「税法上の扶養親族だから」、「収入基準額を満たしているから」というだけで被扶養者になれるのではなく、社会通念上、**組合員が主たる扶養者であり、組合員の収入が生計の中心を担い、経済的に扶養されているという実態がある**ことが必要となりますので、ご注意ください。

1 認定基準額

収入は、被扶養者としようとするときにおける、恒常的な収入の見込みにより算定します。

なお、パートやアルバイト等による給与収入がある方については、給与月額を基礎とした年額判定を行います。

年 額

- ① 60歳未満の者……………130万円
- ② 60歳以上の者または障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者……………180万円

月 額 (パート・アルバイト勤務者など。賞与がある場合は、賞与を含む。)

- ① 108,334円(130万/12月)
- ② 180万円から年金額を除いた額を12月で除して円未満を切り上げた額

日 額 (雇用保険の失業給付の受給者など)

- ① 3,612円(130万/12月/30日)
- ② 180万円から年金額を除いた額を、12月及び30日で除して円未満を切り上げた額

※月額及び日額の、年齢等による対象者の区分は年額と同じ。



2 被扶養者認定上の「所得」の取り扱い

被扶養者認定における所得とは、所得税法に基づく所得をさすものではなく、給与、年金をはじめ、事業収入、不動産収入、利息、配当金等**全ての収入**をもとに算定します。(一時的な収入については、収入には含みません。)

① 給与収入等 (給料・賞与・手当・賃金等)

保険料等を控除する前のいわゆる総収入額で、通勤手当等諸手当を含みます。

②年金収入等

次に掲げる法律等に基づく年金等で、税や社会保険料が控除される前の総支給額をいいます。

公的年金:国民年金、厚生年金、
共済年金

区 分	種 類
老 齢 年 金	公的年金のうち、老齢(退職)年金として給付されるもの
遺 族 年 金	公的年金のうち、遺族年金として給付されるもの
障 害 年 金	公的年金のうち、障害年金として給付されるもの
個 人 年 金	生命保険会社等から年金として給付されるもの(※)
そ の 他	企業年金、農業者年金、議員年金、厚生年金基金、 国民年金基金、恩給 等

※個人年金については、総収入(支給額)をもって収入として取り扱います。

③事業収入、不動産収入(農業・商業・製造業・その他の事業から生じる収入)

総収入金額から、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要であると共済組合が認める経費を控除した額とします。**(所得税法上の必要経費でも、被扶養者の認定では認められないものがあります。)**

なお、事業(農業を含む。)収入で、事業(家業)に従事している者と収入の名義人が異なる場合は、名義上の収入の帰属にかかわらず、実際に事業(家業)に従事している者の収入として取り扱います。

※法人の代表者、常勤の役員は、報酬の額に関わらず、社会保険の適用となりますので被扶養者にはなれません。

④利子収入・配当収入(預貯金利子・株式配当・有価証券利息等)

⑤株式等取引による譲渡収入

株、投資信託、外国為替証拠金取引(FX)、先物取引等のいわゆる資産運用に係る収入をいいます。

なお、株式等の譲渡収入については、一度に全て売却した時のみ一時的な収入として被扶養者認定における収入には含みませんが、それらの資産を保有し続け、運用取引をすることにより生じる収入は、恒常的収入として収入に含みます。また、繰越損失は考慮しません。

⑥社会保険各法による給付金(失業給付、傷病手当金、出産手当金、児童手当等)

失業給付や傷病手当金などの給付金を受給する場合、日額3,612円以上の額を受給すると、受給期間中は130万円以上の収入があるものとして取り扱いますので、取消しの手続きが必要となります。

⑦その他の収入

その他全ての収入

3 「仕送り」状況を確認できるものについて

別居している者の被扶養者の認定については、その者の収入が認定基準額未満であることに加え、組合員からその収入以上の仕送りを受けていることが必要です。

なお、主としてその仕送りにより日常生活を営むことから、一定の額が決められた日に送金されるなど恒常的に仕送りが行われていることが要件となり、その事実を客観的に確認できるものにより、扶養しているという事実を確認することになります。

【仕送りの事実を客観的に確認できるもの】

組合員から被扶養者へ金融機関を経由しての振込等

- 振込依頼書又は受領書の写し
- 振込又は送金のATM利用明細票(書)の写し
- 振込(送金)人である組合員氏名が記載された被扶養者名義の通帳の写し
- 受取人である被扶養者氏名が記載された組合員名義の通帳の写し
- 振込依頼人名及び振込先の口座名義が確認できるインターネットバンキングの振込完了画面のハードコピー
- 現金為替又は現金書留による送金の控え



※上記書類は、被扶養者実態調査の際に提出していただきますので大切に保管してください。

※現金の手渡しや、同一口座の通帳とキャッシュカードによる入金はその事実が客観的に確認できないため、必ず上記の振込などにより、扶養の事実を明らかにしていただく必要があります。

被扶養者に該当しなくなったらすぐに届け出を!

収入の増加や異動にかかる手続きもれにより被扶養者に該当しなくなったとき、届出が遅れると該当しなくなった時点までさかのぼって被扶養者の取消しを行います。

その場合、取消日以降に医療機関で受診した医療費等については、共済組合に返還していただくこととなります。

以下のような事例でさかのぼって取消しを行ったケースが多く見受けられますのでご注意ください!!

さかのぼって取り消した事例

1 就職による取消申告を忘れていた。

申告漏れがないよう、速やかに手続きを行ってください。



2 パートやアルバイトなどの給与収入が、月額108,334円以上だった。

パートやアルバイト勤務で給与収入がある方の認定基準額は、**月額108,334円**(年額130万円(*)/12月 賞与などがある場合、月額に換算して月収に加算)です。

雇用契約賃金が月額108,334円以上の場合、その勤務している期間については、扶養認定することはできません。

なお、認定基準額未満の雇用契約賃金の場合であっても、勤務時間や勤務日数が増えたことにより、連続する3か月の給料の平均額が108,334円以上となりその後も同様の収入が見込まれる場合は、年額130万円以上の収入が見込まれるものとみなし、3か月平均額が108,334円以上となった月の翌月1日付けで被扶養者の認定を取消すこととなります。

一方、3か月の平均給料額が108,334円以上となった場合でも、「直近3か月の実績は季節的な勤務時間増であり、当該3か月を含めた今後1年間の収入は130万円未満となる見込みである」との勤務先の証明があれば、認定継続となります。

*60歳以上の方等は年額180万円(年金を含む)となります。

3 年金額が変更になり、年金額が増加した。

① 65歳になり、老齢基礎年金を受給することとなった。

② 個人年金を受給することとなった。

*個人年金については、総収入額(支給額)をもって収入とするため、税法上の必要経費(事前に納入している掛金分)についても収入とみなします。

③ 障害の状態になり、障害年金を受給することとなった。



4 父母の事例で、認定対象者でない方の収入額が増加していた。

扶養者である母(又は父)の配偶者の収入が増加したことにより、父母の合算収入額が認定基準額以上となった場合、母(又は父)の収入額がたとえ基準額未満であったとしても、被扶養者として認定することはできません。

これは被扶養者に配偶者がいる場合、夫婦相互扶助の観点から、夫婦で合算した収入額が基準額未満であるかどうかにより、被扶養者として認定できるかを判断するためです。被扶養者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額についても把握していただくをお願いします。

5

別居している者を仕送りすることにより扶養していたが、仕送り額が基準額に満たなかった。

継続して被扶養者として認定されるためには、認定対象者の収入以上かつ年額65万円以上の仕送りを定期的に行い、扶養していることが必要です。

【父母の場合は、収入額を合算した額以上(父母のいずれか一人のみの認定の場合は合算額の2分の1以上)】

なお、仕送り後の仕送り元(組合員)世帯と仕送り先(被扶養者)世帯の一人当たりの収入を比較し、仕送り元の方が少ない(下回る)場合は、扶養の妥当性が乏しいと判断し認定できません。



令和5年4月1日から被扶養者認定取扱基準の一部が変わりました



これまで認定基準額を“180万円”の対象としていたのは、「障害年金受給者または60歳以上の公的年金等受給者」でしたが、令和5年4月1日以降は「障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上の者」に変更し、年金を受給していなくても“180万円”の対象となりました。

なお、「障害年金等の受給要件に該当する程度」については、年金証書や年金額改定通知等で判断します。

また、これに併せて父母の認定における合算収入基準額を下記の表のとおりに改めました。

合算収入基準額

夫婦が共に60歳未満

年額260万円

夫婦の一方が60歳以上

年額310万円

夫婦が共に60歳以上

年額360万円

(障害年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、60歳以上の者と同様に取り扱います。)



問合せ先

福岡県市町村職員共済組合 資格情報課 ☎092-651-2463